

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第35回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年11月11日（金）午前10時から午前10時55分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）岡田雄一

（委員）井部俊子，上原敏夫，山岸良太，渡辺恵一

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

前回の議事要旨の確定について

（2）協議

ア 平成24年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

イ 平成24年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

ウ 弁護士会への結果の通知について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったの
で，これを確定させ，ホームページに掲載済みであることが報告された。

(2) 協議

ア 平成 2 4 年 4 月期の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から、平成 2 4 年 4 月に弁護士から裁判官へ任官希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）に関する情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。

弁護士個人から提出された情報の中に、録音テープが添付されていたものがあったので、その取扱いについて協議した。

協議の結果、録音テープについては、送付する必要はないと判断され、これを除くすべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告することとされた。

イ 平成 2 3 年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付され、このうち東京弁護士会から送付された情報は、各情報提供者が封緘した状態で取り次がれたものとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会所属弁護士から送付された情報の中に、段階評価による情報のみが記載されたものと、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮

問委員会に報告せず，記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

無記名の情報について

庶務から，第二東京弁護士会から送付された情報の中に，情報提供者の氏名の記載がないものがあったことが説明された。

協議の結果，これらの無記名による情報は，情報提供者において顕名で提出することに不都合であるとの意思が明確であり，その正確性の検証が困難となることから，指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ，指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果，すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

ウ 弁護士会への結果通知について

これまでと同様，段階評価による情報が提出されたことから，これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し，段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨，また，当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう別紙の書式により通知することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は，平成24年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成24年下半年期の再任(判事任命)候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり，平成24年3月5日(月)午後1時30分から，第2中会議室で開催することとされた。

以上

(別紙)

平成23年11月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官指名候補者に係る情報について(通知)

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、これまでと同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第35回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年11月9日（水）午前10時から午前10時30分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）河村博，松本新太郎，山名学

（庶務）及川東京高裁総務課長，河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

前回の議事要旨の確定について

（2）協議

平成24年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったの
で，これを確定させ，ホームページに掲載済みであることが報告された。

（2）協議

平成24年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

（ア）地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

て

弁護士会を経由した情報について

庶務から、横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告し、その判断に委ねることとされた。

弁護士からのアンケートの結果を記載した情報について

弁護士個人から出された情報の中に、地域委員会が予定していない方法・形式による情報である他の弁護士からのアンケート(無記名)結果を記載した部分があるため、その取扱いについて協議した。

協議の結果、各弁護士から直接地域委員会に提供された情報ではないこと、顕名の、文章による具体的な個別意見ではないことなどの問題があるのではないかとこの意見が出された。これらの問題点を指摘した上で、この情報についても指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成24年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成24年下半年期の再任(判事任命)候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり、平成24年3月5日(月)午前10時から、第2中会議室で開催することと

された。

以 上